

婚姻届出

～記入上の注意～

黒のボールペンまたは、インクペンを使用し、ていねいに記入してください。なお、鉛筆等消すことのできる筆記用具では書かないでください。
 土日、祝日や業務時間外に届出する場合は、届書の預かりのみで内容の確認ができません。翌開庁日以降に戸籍係で内容を確認し、不備がなければ届出日にさかのぼって受理となります。記入漏れや記載誤り、書類の不備等があった場合、受理できなかつたり後日来庁いただくことがあります。なお業務時間は平日午前8時30分～午後5時です。（年末年始を除く）

記入例

婚姻届

平成29年10月17日届出
 東京都新宿区長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	長印
第 号	
専ら調書	戸籍記載
記載調書	調査票
別 紙	住民票
調 査	調 査

届出をする日付を記入してください。役所に届出した日が法律上の婚姻日になります。日付の下には、提出先の市区町村の役所名も記入してください。

届出時点で、住民登録している住所を記入してください。婚姻届だけでは、転入や世帯合併等はできません。

実父母をご記入ください。父母がお亡くなりになっている場合でもご記入ください。なお、養父母がいるときは届書の「その他」欄に例のように記入してください。

婚姻前の氏名で、必ず本人が自署してください。なお、印鑑は朱肉を使うタイプのものを使用してください。

氏名	夫になる人 しんじゅく たろう 新宿 太郎	妻になる人 とうきょう はなこ 東京 花子
生年月日	昭和63年10月10日	平成元年2月11日
住所	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号	東京都新宿区大久保2丁目25番1号
本籍	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番	東京都新宿区大久保二丁目25番
筆頭者の氏名	新宿 五郎	東京 和雄
父母の氏名	父 新宿 五郎 母 裕子	父 北海道男 母 東京 はな
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番 <input type="checkbox"/> 妻の氏	
同居を始めたとき	平成23年10月	
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 初婚 <input type="checkbox"/> 妻 再婚	
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 1. 農業 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等	
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
その他	養子縁組しているときの例 妻になる人の養父「東京 和雄」続柄「養女」	
届出人	夫 新宿 太郎	妻 東京 花子

氏名の文字は、正しい文字で楷書ではっきりお書きください。生年月日は「昭和」「平成」等省略せず記入してください。

証人には成年者2名（親族等でも可）が必要です。それぞれ証人本人が自署してください。証人が夫婦であっても氏は省略しないでください。また、同じ氏でも別の印鑑を使用してください。なお、この欄が未記入の場合は受理できませんのでご注意ください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている方を記入してください。

婚姻後の夫婦の氏は、どちらの氏を名乗るのかどちらか一方に必ずチェックしてください。

夫の氏
 妻の氏

「夫の氏」にチェックした場合は、婚姻後妻が夫の氏を名乗り、筆頭者（戸籍の最初に記載される方）は夫になります

「妻の氏」にチェックした場合は、婚姻後夫が妻の氏を名乗り、筆頭者（戸籍の最初に記載される方）は妻になります

チェックをつけた方がまだ戸籍の筆頭者になっていない場合は、新しい戸籍がつくれます。新本籍欄に希望する本籍を正しくお書きください※

※新本籍は土地の地番（例えば「東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番地」）または、住居表示の街区符号（例えば「東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番（何号やマンション名等は含まない）」）におくことができます。なお、婚姻前の本籍と同じ地番に本籍がおけないこともありますので、本籍がおけるかについては、あらかじめその市区町村の役所にご相談ください。

平日午前8時30分～午後5時に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

●裏面にも注意事項があります

届書は全国の市区町村の役所にあります。なお、届書の用紙はA3サイズに限られます（戸籍法施行規則第59条）

婚姻届の記入例と注意事項について

●婚姻届について

法律上、婚姻を成立させるために届出いただくものです。届出をした日が婚姻日になります。なお、外国の方式で婚姻した場合は、婚姻成立日から3ヶ月以内に報告の届出をしてください。詳細については戸籍係にお問い合わせください。

●届出地（以下のいずれかの市区町村の役所で届出できます）

夫または妻の本籍地もしくは所在地（住民登録地等）

●届出人（届書に署名押印する人）

夫および妻

・婚姻適齢（男性は満18歳、女性は満16歳）に達していることが必要です

※未成年の場合は、父母の同意が必要です

<父母の同意は、届書のその他欄に以下の例のように記載します>

「妻（もしくは夫）は未成年につき、この婚姻に同意する
父 氏 名（署名） 印 母 氏 名（署名） 印」

・女性が再婚するには、同一人同士の再婚などの場合を除き、前婚の解消または取消しの日から、100日（解消または取消しの日を含む）を経過していることが必要です

●届出に必要なもの

- ・届書1通（夫妻の署名押印、成人2名の証人の署名押印があるもの）
- ・夫妻それぞれの戸籍謄本もしくは戸籍全部事項証明書（本籍地に届出る届出人については不要）
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、旅券等）
- ・印鑑（朱肉を使うタイプのもの）

※戸籍謄本もしくは、戸籍全部事項証明書は、あらかじめ本籍地からお取り寄せください。例えば、新宿区に届出する場合、夫の本籍地が新宿区で、妻の本籍地が千代田区の場合は妻の戸籍謄本をご用意ください。2人とも新宿区に本籍がないときはそれぞれご用意ください。

●その他

- ・届書は全国の市区町村の役所にあります。なお、届書の用紙はA3サイズに限られます
- ・夫または妻、夫と妻が外国人の場合、外国の方式で婚姻した場合等は、必要な書類や取扱いが異なりますのであらかじめご相談ください

受付窓口と受付時間（新宿区に届出するとき）

受付時間	受付場所	下記の点にご確認ください
(1)通常受付 平日（月～金曜日） 8：30～17：00 祝日・年末年始を除く	戸籍住民課戸籍係 本庁舎1階戸籍届出窓口	届書類の内容確認が終わるまでお待ちいただきますので、時間に余裕を持ってお越しください。 窓口が混雑しているときや同時に複数の届出をされる場合は、待ち時間が更長くなりますので、ご了承ください。
	各特別出張所窓口	特別出張所では、本庁舎の戸籍係へ、お預かりした届書類の取り次ぎを行っています。 届書類を受付けた後に専用ファックスで本庁舎に送信し、戸籍係で内容確認を行います。 戸籍係では、10か所の特別出張所と本庁舎窓口で受付けた順番に内容確認を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。 戸籍係の窓口が混雑しているときや同時に複数の届出をされる場合は、待ち時間が更に長くなりますので、ご了承ください。
(2)延長受付 毎週火曜日 17：00～19：00 祝日・年末年始を除く	戸籍住民課戸籍係 本庁舎1階戸籍届出窓口 および 各特別出張所窓口	届書のお預かりのみを行っています。 翌開庁日に戸籍係で内容を確認し、不備がなければ受付した日にさかのぼって受理となります。（受付した日が、戸籍に記載される「届出日」になります。）
(3)夜間 ・休日受付	宿直窓口 本庁舎地下1階 ★庁舎管理の担当職員がお預かりしています。	届書のお預かりのみを行っています。 不備があった場合は、受理できなかったり再度来庁していただくことがあります。通常受付時間に、戸籍係で届書類の事前確認を受けることをお勧めします。
(4)日曜受付	戸籍住民課戸籍係 本庁舎1階戸籍届出窓口	

◆戸籍相談を必要とする場合や外国籍の方との届出の場合は、届出の担当職員がいる通常受付時間の本庁舎1階戸籍届出窓口に来られることをお勧めします

<問い合わせ先> 電話番号 03(3209)1111 (代)
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区役所戸籍住民課戸籍係
公式ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

※届出に関してのご質問は、上記戸籍住民課戸籍係に直接お問い合わせください